

土木部所管区有地境界確定事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土木部所管の道路及び区有通路等(以下「区有地」という。)における境界確定及び証明等に係る事務の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 区有地境界確定

土地所有者からの申請により、区有地と隣接する申請地との所有権の境界について、江戸川区(以下「区」という。)申請地所有者、関係土地所有者での協議を行い、合意された所有権の境界を書面に表すとともに、合意書に署名押印を行い所有権の境界を確定することをいう。

(2) 区有地境界確定図

区有地境界確定における協議において、合意した所有権の境界を書面に表したものをいう。

(3) 境界確定合意書

区有地境界確定図を添付し、区有地境界確定図に表示した境界について、江戸川区と申請地所有者が合意のもとに、署名押印したものをいう。

(4) 承諾書

関係土地所有者が境界立会における協議に承諾したことを区長宛てに署名押印したものをいう。

(5) 関係土地所有者

申請地の隣接地で当該区有地に接する土地及び申請地に対して区有地を挟んだ対面側の土地の所有者をいう。

(区有地境界確定事務の実施)

第3条 江戸川区土木部施設管理課(以下「施設管理課」という。)は、次の各号に該当する場合に区有地境界確定を行うものとする。

(1)区有地と接する土地の所有者から、区有地境界確定申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)をもって申請があった場合

(2)公共事業施行において、区有地との境界を確定する必要がある場合に施行者(国及び都、又は国若しくは都が設立母体となっている公団・公社その他施設管理課長が特に認めた者)から区有地境界確定の依頼があった場合

(3)その他、施設管理課長が特に認めた場合

(申請者)

第4条 区有地境界確定の申請者(以下「申請者」という。)は、区有地に接する土地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれに定める者を申請者とする。

- (1)土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産している等の場合は、清算人又は管財人等とし、特殊法人にあっては法律、定款等で定める者とする。
 - (2)土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、有効な遺言書があるときは遺言執行者、又は遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その相続人とする。全ての場合において相続関係図を作成し、相続人の住民票を添付するものとする。
 - (3)土地所有者が法定代理人としての親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、その法定代理人とする。
 - (4)申請する土地が共有地の場合は、持分に関係なく共有者全員とする。ただし、規約等により境界確定行為に関する規定がある場合には、その定める者とする。
 - (5)申請する土地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者が共同申請するものとする。なお、この場合には信託原本の写しを添付するものとする。
- 2 その他、申請者の当事者適格に関しては、別途協議のうえで確認するものとする。
 - 3 土地所有者以外の者が申請者となる場合には、申請書に土地所有者名と併記して住所、氏名及び連絡先を記入のうえ、実印にて押印するものとする。なお、併せて印鑑証明書及び申請者となることのできる根拠を証するに必要な書面等を添付するものとする。

(代理人)

- 第5条 申請者は、境界確定に係る立会い、確認、合意等に関する権限を他の者に委任することができる。この場合は、実印を押印した委任状を添付するものとする。(委任事項を明確にする)
- 2 権限を委任された者(以下「代理人」という。)は、申請書に住所、氏名、連絡先を併記し、実印にて押印するとともに、印鑑証明書を添付するものとする。

(実務代理者)

- 第6条 申請者は、境界確定に係る書類作成、測量及び作図等の実務を取り扱うことができない場合には、実務を代行する者(以下「実務代理者」という。)を置かなければならない。
- 2 選任された実務取扱者は、申請書に住所、氏名及び連絡先を併記し、押印するものとする。

(申請)

- 第7条 区有地境界確定の申請は、申請書に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。なお、申請者の押印は、実印とする。
- (1) 申請地箇所案内図
 - (2) 申請者の印鑑証明書(国及び地方公共団体を除く。)
 - (3) 申請地の土地登記簿謄本又は全部事項証明書
 - (4) 関係土地所有者一覧表
 - (5) 地図(公図)の写し
 - (6) その他、申請に必要となる書類や資料等
- 2 上記の添付書類のうち、証明書等については発行後3箇月以内のものとする。
 - 3 上記の添付書類のうち、原本の添付が困難なもの(遺産分割協議書等)については、申請時に原本確認を行い、申請書には写しを添付するものとする。

- 4 関係土地所有者は、境界確定の有無に関わらず対面地全てと両隣とし、道路に地番がある場合はそれも含める。
- 5 地図（公図）の写しを加工した場合は、加工前の写しも含めて全て添付すること。
- 6 申請する土地が差押えを受けている場合は、差押者の同意書を添付すること。
- 7 その他、担当職員が必要と認めた書類は添付するものとし、提出が困難な書類等に関しては、別途協議のうえで確認するものとする。

（受理）

第8条 施設管理課長は、申請要件を満たした申請書を受理するものとする。ただし、要件を満たしていない申請書は、申請者又は実務取扱者の補正等により要件を満たしたときに受理するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、原則として申請を受理しないものとする。

- (1)申請地の所有権の帰属及びその範囲について係争中の場合
- (2)申請地の所有者が特定できない場合
- (3)申請要件を満たさず、補正がされない場合

（担当職員）

第9条 施設管理課長は、申請事案ごとに担当する施設管理課職員（以下「担当職員」という。）を決定するものとする。

2 担当職員は、申請書の記入事項及び添付書類について、確認及び審査を行うものとする。

3 担当職員は、境界確定に必要な資料等を調査するとともに、的確かつ迅速に事務を遂行するものとする。

（境界資料等）

第10条 申請者は、申請書の受理後に調査測量に必要な境界資料等を請求できるものとする。

（境界予定線の標示）

第11条 申請者は、担当職員との打合せ及び調査測量を行い、現地において境界予定線を標示するものとする。

（境界立会）

第12条 申請者は、担当職員と調整して立会日を決定し、事前に関係土地所有者に立会に関する同意を得て、現地での境界立会を実施するものとする。

2 境界立会は、申請者及び担当職員と関係土地所有者を交えて、現地標示された境界予定点を確認のうえ、協議を行うものとする。

（区有地境界確定図の作成及び提出）

第13条 申請者は、境界立会を経て協議が成立した後、速やかに区有地境界確定図を作成して提出するものとする。

2 区有地境界確定図の作成は、区有地境界確定図等作成要領によるものとする。

3 区有地境界確定図の提出部数は、5部(うち2部は、境界確定合意書2部にそれぞれ添付)とする。

(境界確定合意書の提出)

第14条 申請者は、境界確定協議が成立した場合には、境界確定合意書(第2号様式)に必要事項の記入及び実印押印したうえで、区有地境界確定図を添付、割印して提出するものとする。

2 境界確定合意書の提出部数は、2部とする。

3 申請者は、承諾を得た関係土地所有者が署名押印した承諾書(第3号様式)を併せて提出するものとする。

(事案の決定及び境界確定合意書の交付)

第15条 担当職員は、申請者より境界確定合意書の提出があった場合には、その内容を審査したうえで事案の決定を起案し、決裁後に区長公印を押印した境界確定合意書1部を返戻するものとする。

2 前項に規定する事案の決定は、部長専決とする。

(境界標杭等の支給)

第16条 申請者は、合意を得た境界点に設置する境界標杭等の支給を受けることができるものとする。

2 境界標杭等の支給は、境界標石支出願(第4号様式)によるものとする。

3 境界標石支出願は、境界確定等のほかにも境界標杭等の支給が必要な場合に適用するものとする。

(協議不能)

第17条 次の各号に該当する場合は、協議不能事案として処理するものとする。

(1) 申請受理後、申請者が第4条に定める適格要件を欠くことが判明した場合

(2) 申請受理後、第8条第2項の各号に該当することが判明した場合

2 協議不能になったことは、第5号様式による通知書により通知するものとし、併せて協議不能事案の申請書を返戻するものとする。

(協議不調)

第18条 次の各号に該当する場合は、協議不調事案として処理するものとする。

(1) 第12条に定める境界立会の協議の結果、関係土地所有者の合意が得られない場合

(2) 申請受理後、3箇月を経過しても第12条に定める境界立会が実施されない場合

(3) 境界立会后、2箇月を経過しても第13条に定める区有地境界確定図が提出されない場合

2 協議不調になったことは、第5号様式による通知書により通知するものとし、併せて協議不調事案の申請書を返戻するものとする。

(取下げ)

第19条 申請者は、既に受理された申請を取り下げる場合には、区有地境界確定申請取下書(第

- 6号様式)によるものとする。
- 2 取下申請があった事案の申請書は、返戻するものとする。
 - 3 協議不調となった場合は、取下げるものとする。

(調査測量図の交付)

第20条 申請者は、申請事案が第18条第1項第1号に該当する協議不調となった場合には、調査測量図の交付を受けることができる。

- 2 申請者は、調査測量図交付申請書(第7号様式)及び合意を得た関係土地所有者の承諾書等を提出するとともに、調査測量図等(以下「管理区域図」という。)を作成して提出するものとする。
- 3 管理区域図の作成は、区有地境界確定図等作成要領によるものとする。
- 4 管理区域図の提出部数は、4部とする。
- 5 担当職員は、提出された申請書と管理区域図を審査したうえで調査測量図の交付を起案し、課長の決裁後に調査測量図の交付について(第8号様式)を交付するものとする。

(管理区域同意事務の実施)

第21条 施設管理課長は、区が管理する道路等の公共物における所有権以外の実質的な管理権限の及ぶ範囲(管理区域)について、その公共物と隣接する土地の所有者から協議の申請があった場合には、関係土地所有者を含む協議のうえで管理区域同意を行うものとする。

- 2 申請者は、管理区域同意申請書(第9号様式)をもって申請するものとする。
- 3 申請者は、既に受理された申請を取り下げる場合には、管理区域同意申請取下書(第10号様式)によるものとする。
- 4 申請者は、区有地境界確定図等作成要領に基づく管理区域図を作成し、4部提出するものとする。
- 5 担当職員は、提出された申請書及び管理区域図を審査したうえで管理区域同意について起案し、決裁後に管理区域同意について(第11号様式)を交付するものとする。
- 6 その他、管理区域同意の実施に関しては、区有地境界確定の事務取扱いに準じて行うものとする。

(管理区域図の再交付)

第22条 申請者は、管理区域図を紛失等の理由で再交付申請をする場合には、管理区域図再交付申請書(第12号様式)によるものとする。この場合において、申請者は、当該地の土地所有者に限る。

- 2 担当者は、提出された申請書を審査したうえで管理区域図の再交付を起案し、施設管理課長の決裁後に管理区域図の再交付について(第13号様式)を交付するものとする。

(土地所有者の変更)

第23条 区有地境界確定中に、申請地の土地所有者が変更した場合は、速やかに土地所有者変更届(第14号様式)を提出するものとする。

(境界確定図の送付)

第24条 関係土地所有者より、承諾した箇所について境界確定図の交付要望がある場合、境界確定図の送付について(第15号様式)を提出するものとする。申請を受け、申請地境界確定図の証明書(部長公印)を交付する。この場合、第15条と同時決裁となるため、それ以降は受付しない。詳細は担当職員と別途協議すること。

(関係図書の保存及び管理)

第25条 次に掲げる関係図書は、土木部施設管理課(以下「施設管理課」という。)において、30年保存をするものとする。

- (1) 区有地境界確定に係る文書及び区有地境界確定図(原図)
- (2) 管理区域同意に係る文書及び管理区域図(原図)
- (3) 調査測量図交付に係る管理区域図(原図)

2 区有地境界確定図は、東京都から引き継いだ土地境界図と同様に、電子化して道路台帳管理システムにデータ入力し、施設管理課で管理するものとする。

3 江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第2条第1項に規定する個人情報、道路台帳管理システムに入力しないものとする。

(区有地境界確定図及び土地境界図の証明)

第26条 施設管理課が管理する区有地境界確定図及び東京都から引き継いだ土地境界図の証明に関する事務の取扱いは、別途定める。

付 則

- この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 改正 平成17年12月1日から施行する。
- 改正 平成20年4月1日から施行する。
- 改正 平成23年4月1日から施行する。
- 改正 平成25年4月1日から施行する。
- 改正 令和元年5月1日から施行する。